

長野県からのお知らせ

しあわせ信州

多重債務に関する無料相談会を実施します

カードや、ローンの
支払いで生活が苦しい…

そんな借金問題で苦しんでいませんか？
弁護士・司法書士による、無料相談会を実施します！



日 時：令和6年11月12日（火）10:00～17:00
開催場所：県消費生活センター（北信・中信・南信・東信）
予約受付期間：10月11日（金）～11月11日（月）
8:30～17:00（土日祝を除く）

※予約は各センター（表面参照）にご本人から直接ご連絡ください。
周囲にお困りの方がいたら、ぜひ本相談会をご案内ください。

令和6年度消費者大学を開校します 受講料無料

○実施方法 オンライン講座（オンデマンド配信予定）

○対象者 18歳以上で長野県内に在住の方（定員100名になり次第締切）

○講座の内容
・消費者問題の基礎知識 ・最近の消費者被害の傾向と対策
・食品表示を活用した買い物のポイント
・エシカル消費～思いやりの買物～
・人生100年時代 生涯を見通したマネープラン など

○日程等（予定） 令和6年 10/12（土）、10/26（土）、11/9（土）、11/30（土）、12/7（土）
10講座（1日2講座）

※募集方法や詳細については、9月下旬以降に長野県ホームページ（消費生活情報サイト）に掲載します。

<https://www.nagano-shohi.net/>

消費生活情報メールマガジンを配信しています。

毎月1回、消費生活に関する注意喚起情報や、消費生活講座のご案内などの情報をお届けします。
配信をご希望される方は、次の長野県消費生活情報ホームページからご登録ください。

(<https://www.nagano-shohi.net/mail-magazine/>)

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課
(令和6年9月発行) 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
(長野県庁西庁舎2階)

TEL 026-232-0111（代表）

E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

3 すべての人に
健康と福祉を



12 つくる責任
つかう責任



SDGs
REGISTERED PARTNER
NAGANO PREFECTURAL
GOVERNMENT



はインターネットでも御覧いただけます。
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>

回覧 ながのけん

ながのけん まるどく 秋号 暮らし得情報

内容

- SNS をきっかけとした
トラブルに注意！
- お試しだけのつもりが
定期購入に！
- ご存知ですか？正しい
エスカレーターの利用方法
- 長野県からのお知らせ

SNSをきっかけとしたトラブルに注意しましょう

◆こんな相談が寄せられています

① SNSの広告をきっかけに…

- ◆「お試し」で注文した化粧品が定期購入だった
- ◆「大幅に値引き」されたブランドバッグのセール品を注文したところ、
商品が届かない（または商品が偽物だった）
- ◆「簡単に稼げる」という副業に登録したら高額なサポートプランを勧められ、
言われるがまま消費者金融から借りて支払ってしまった



定期購入について
詳細は次ページ

② SNSで知り合った相手をきっかけに…

- ◆ 暗号資産の投資を勧められ、送金したら連絡がとれなくなった
- ◆ 「チケットを譲る」との書き込みを見て連絡し、代金を払ったが、
チケットが届かない（または届いたチケットが使えなかった）



アドバイス

- point 「お試し」であっても、注文確定前に、注文の
「最終確認画面」をよく確認しましょう。
- point 「大幅な値引き」や「簡単に稼げる」などの広告は、
うのみにしないようにしましょう。
- point SNS上の相手が本当に信用できる相手なのか、
慎重に判断しましょう。
- point 個人情報や自分の写真は安易に投稿しない
ようにしましょう。

儲かる

副業や投資に興味のある方、必見！
池上彰さん×長野県警察による
注意喚起動画です



長野県消費生活情報誌「暮らし得」キャラクター
もシカッチ



投資編



副業編

消費者トラブルで
お困りのときは、

消費生活センターにご相談ください！

北信消費生活センター ☎ 026-217-0009
長野市大字南長野幅下692の2（長野県庁西庁舎2階）

南信消費生活センター ☎ 0265-24-8058
飯田市追手町2-641-47（飯田市美術博物館隣）

中信消費生活センター ☎ 0263-40-3660
松本市大字島立1020（県松本合同庁舎4階）

東信消費生活センター ☎ 0268-27-8517
上田市材木町1-2-6（県上田合同庁舎6階）

消費者ホットライン **188**（局番なし）でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。
相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

お得感を強調した広告にはご注意を 「お試し」のつもりが「定期購入」に!?

SNSや動画投稿サイトなどの広告から「お試し」で化粧品や健康食品を購入したところ、複数回購入が条件の「定期購入」になっていたという相談が多く寄せられています。

県消費生活センターに
寄せられた「定期購入」
に関する相談件数
(過去10年)



相談事例

- ! SNSでサプリメントの広告をみて「お試し」「回数縛りなし、いつでも解約OK」とあったので「特別価格の2,000円」で注文し、届いた商品を使用した。
- ! しかし、その後頼んだ覚えがないのに同じ商品が複数セットで届き、20,000円を支払うように請求された。確認すると、定期購入の契約になっていたことが分かった。
- ! 業者へ解約を申し出たところ、「解約する場合は初回の特別価格と通常価格との差額8,000円を支払うことになる」と言われた。

通信サイトの例



アドバイス

事業者は、販売サイトの「最終確認画面」において、取引の基本的な事項を明確に表示することが義務づけられています。

- point** 違反した表示により、消費者が誤認して申込みをした場合は契約を取り消せる可能性があります。

注文確定 押す前によく確認しましょう!

- point** 注文の際は、注文内容をよく確認!

- ✓ 定期購入かどうか
- ✓ 定期購入の場合、2回目以降の代金
- ✓ 返品や解約の条件

この3つが
分かりづらい
場合は要注意

- point** 注文前の最終確認画面をスクリーンショットで保存!

契約を取り消す際の
証拠になります!

重要! 通信販売での取引は、クーリング・オフ制度は適用されません。
表示されていた条件に従うようになります。

ご存知ですか? 秋から冬の実業シーズンに気をつけたい 正しいエスカレーターの利用方法

日本では、急いでいる人が歩いて通れるように片側を空ける習慣が根づいていますが...



理由

片側を空ける習慣はエスカレーター上の歩行を助長することになり、障がいなどの理由で左右どちらかの手すりしかつかめない人や高齢者などの安全な利用を脅かす可能性があります。

さらに、以下のような危険性があります。

- ◎ つまづいたり、他の人や荷物に接触して転倒・転落する
- ◎ 可動部に衣服などが巻き込まれ、大きな事故につながる
- ◎ 異常を検知し、安全装置が作動して急停止する

エスカレーターの
安全利用について
詳しくはこちら→



日立ビルシステムHP

事故事例の紹介

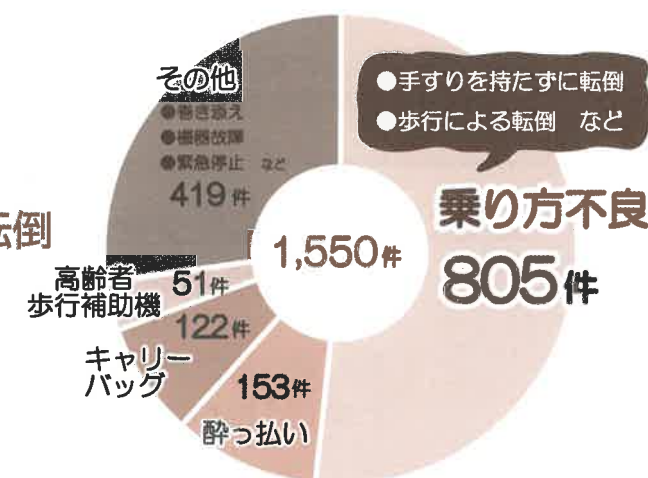
一般社団法人日本エレベーター協会が5年ごとに実施している「エスカレーターにおける利用者災害の調査報告」*によると...

エスカレーターでの災害は
2年間で1,550件も発生しており

その主な原因としては、

- ・ 歩行による転倒や、
 - ・ 手すりにつかまらなかったことによる転倒
- といった、

「乗り方不良」が全体の5割超を占めています。



*: (一社)日本エレベーター協会
「エスカレーターにおける利用者災害の調査報告(第9回)」
調査期間: 2018年1月~2019年12月

(株式会社日立ビルシステムHPより転載)